

函館おしま病院

ホスピスボランティアの導入に向け 規定を整備、養成講座を実施中

医療法人敬仁会函館おしま病院（福徳雅章院長・間島敦子総看護師長、五十六床）ではホスピスボランティアの継続的な受け入れに伴い、三月から希望者を対象に研修会を実施、今後はレポート提出と面談を重ねたうえで正式にボランティア登録を行い、活動を開始する方針としています。

「ホスピスでのボランティア活動は精神的にも身体的にも厳しい状況にある方と接することになるので、『ホスピスのこころ』をしつかりと理解できる方をお願いしたいと考えています。そのためにも規定や基準を設け、研修を重ねたうえで選考させていただこうと研修プログラムを組みました」と福徳院長は話します。

具体的な流れとしては、一月下旬から二月上旬にかけてボランティアの募集を受け付け、書類選考のうえで十人に限定。三月十一日から五月十三日までの間に研修プログラム講座を開催し、受講者は終了ごとにレポートを提出。全講座が終了した時点で面接を行い、内定者の選考に入ります。決定後は健康診断を行い、会員登録、入所式、オリエンテーションを実施し、実際にボランティア活

健康なこと⑤目的を理解し、その達成のため協力できること⑥無報酬の活動であることを理解できること⑦登録後は決められた活動日に参加できるよう努められること⑧親しい方を亡くされた方は一年以上過ぎていないこと

委員会の皆さん。正面右が福徳院長、間島総看護師長。後列左から塚主任、西野ソーシャルワーカー、藤田佳久診療放射線技師



動に入るようになっていきます。

研修プログラムは第一回目が福徳院長がホスピスの歴史や定義、病院理念やホスピスのこころとは何かなどについて講演。

以後、ホスピスケア認定看護師の堺千代主任がホスピスケア概論、介護病棟主任の岩館明看護師が高齢者の介護等について述べ、今後は西野智子さんが医療ソーシャルワーカーの立場から現在の医療制度や病院の背景について、間島総看護師長がボランティアの役割と心得について話すことになっていきます。

「最期に死を迎えるという微妙

な立場に置かれている方との関わりになるので、ある面ではスタッフと同じくらいのレベルで関わりのもてる方が求められます」と間島総看護師長。

六条まで規定しています。受け入れの条件としては以下の八項目を謳っています。

同病院の委員会ではそのような意味でもボランティアの質の確保を重視し、受け入れに関する規定を整備しています。ボランティア事務局は看護師長室に置き、事務局に調整役を置くこととして、第

健康診断について

ボランティアをしていただく方の現在の健康状態を把握し、今後の健康管理のためにも、面接を受け内定した方には健康診断書の提出をお願いいたします。

- ◆他医療機関で健康診断を受けられる方は下記の内容でお願いいたします。
- ◆3ヶ月以内に健康診断を行っている方は、その写真を面接日までにご提出してください。
- ◆当院外来での健康診断をご希望される方はご予約ください。（電話予約可能）後日、結果をお渡しします。当院に診断書を提出する必要はありません。

【健康診断内容】

- ・胸部レントゲン撮影
- ・一般採血（貧血検査・肝機能検査・血糖検査・血糖検査）
- ・検尿
- ・問診・血圧測定・身長、体重測定、
- ・診察

当院受診料金 3,500円（自己負担）

函館おしま病院ボランティア受け入れに関する規定

- （目的）
第1条 この規定はボランティアの受け入れに関して定める。
- （事務局）
第2条 ボランティアの病院側の事務局は、看護師長室に置く。ボランティアの活動が円滑に行われるために、事務局には調整役（コーディネーター）を置く。
2. 調整役は当分の間、ボランティア委員会が担う
- （受け入れの条件）
第3条
1. 当院のボランティア研修を受講していること。または、当院の認定する他の機関で行っているボランティア講座を終了していること。
2. 患者および家族のプライバシーを守れること。（守秘義務）
3. 人の話を聴くことが出来、うまくコミュニケーションがとれること。
4. 心身ともに健康なこと。
5. 目的を理解し、その達成のため協力できること。
6. 無報酬の活動であることを理解できること。
7. 登録後は決められた活動日に参加できるよう努められること。
8. 親しい方を亡くされた方は一年以上過ぎていないこと。
- （会員の受け入れと配属）
第4条 ボランティア会員（以下会員という）の受け入れについては、院長、事務長、調整役が面接を行い受け入れを内定する。受け入れ内定者は健康診断を要し、健康状態を確認して正式決定し会員登録をする。
会員の活動場所・能力と適正を考慮し、調整役とボランティア委員が協議の上決定する。間、調整役はボランティア委員が代行する場合がある。
- （活動内容）
第5条 ボランティア活動を導入し、雇われる環境を提供する。
活動内容：喫茶コーナー・配茶サービス・配膳・ベッド周囲の整理整頓・散歩のお付き合い・季節行事のお手伝い・ガーデニング・その他実現可能な事項
- （会員登録の取り消し）
第6条 会員登録後、登録内容に偽りがあった場合。また、ボランティア活動に問題がある場合や支障をきたす場合、および健康状態に問題が生じた場合は、登録を取り消す場合がある。

同病院のボランティア受け入れについての規定

「病院の立場としては、人手が足りないからボランティアにお願いますというわけではありません。我々にはないことをたくさん持っているでしょうし、社会の風を吹き込んでいただいたり、ケアの幅を出すことができれば」と福

徳院長はボランティアならではの活動を期待します。医療機関にとってボランティアの導入は、スタッフのケアがオーブンになることでもあり、「私たち職員も身を引き締めていきたく」と間島さんは付け加えます。